

戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金について

～募集要領～

平成19年12月
中小企業庁商業課

1. 事業目的

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、「コンパクトでにぎわいのあるまちづくり」を基本として中心市街地の活性化が進められることとなりましたが、中心市街地活性化において事業を成功に導くには、①地域経済圏の産業、人口、交通等の動向、②中心市街地活性化基本計画、都市計画等との整合性、③中心市街地全般の総合的・長期的マネジメント、④個別商業施設等の適切な整備・運営手法、など専門的知見を有機的に組み合わせた多層的マネジメント及び施策間連携を進めることが重要です。

そのため、専門家等による審査委員会を設置し、上記のような観点から、中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む中心市街地であって、商店街・商業者等が地権者などの幅広い関係者の参画を得て実施する取組について、「選択と集中」の視点から重点的に支援します。

これにより、中心市街地活性化に際して必要となる、市町村行政区域、中心市街地、商業施設といった各段階における多層的マネジメントを効果的に実施していく地域を成功事例として育成し、その手法を多くの地域に普及させることにより、中心市街地活性化事業の更なる進展を図ることを目的とします。

2. 補助スキーム



〔補助率〕 国2／3 事業者1／3

〔補助額〕 予算の範囲内で採択

下限：2,000万円（事業費で3,000万円以上）

※ソフト事業については下限：200万円（事業費で300万円以上）

〔補助対象事業者〕 商工会議所、商工会、商店街振興組合等

※中心市街地活性化協議会事務局支援（外部人材活用等推進体制支援）については、事務局を担う組織・団体を補助対象事業者とします。

〔募 集〕 市町村経由により募集

3. 補助対象事業について

補助対象事業については、基本計画の認定を受けた中心市街地において、次のような施

設整備事業又は活性化支援事業を、包括又は単独で実施し、中心市街地活性化の効果が期待される事業とします。

(1)施設整備事業(ハード事業)

認定特定民間中心市街地活性化事業計画(中小小売商業高度化事業計画に限ります。)に基づき、テナントミックス管理に資する店舗などの商業基盤施設や、教養文化施設等の一般公衆利便施設を整備する事業

【補助対象経費】

施設の建設又は取得に要する経費(施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除きます。)

(2)活性化支援事業(ソフト事業)

認定基本計画に位置づけられた事業であって、次のいずれかに合致する事業を対象とします。

①商店街等活性化支援

組合等又は特定非営利活動法人が行う、コンセンサス形成事業、福祉・コミュニティビジネス事業、情報提供事業、共通駐車券システム事業等の実施により、商店街等の活性化を図る事業

【補助対象経費】

○委員会開催に係る経費

委員等謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、原稿料、印刷費、消耗品費、雑役務費

○事業推進に係る経費

原稿料、印刷費、消耗品費、無体財産購入費、プロバイダ契約料、回線使用料、通信運搬費、広報費、備品費、機器等賃借料、雑役務費、専門家等謝金、専門家等旅費、委託費、上記に掲げるもののほか活性化支援事業遂行上必要と認められる経費

②空き店舗活用支援

組合等、特定非営利活動法人又は社会福祉法人が商店街等の空き店舗等を活用して行う、チャレンジショップ事業等を実施する事業や、保育サービス施設や高齢者の交流施設等のコミュニティ施設を設置・運営する事業

【補助対象経費】

○委員会開催に係る経費

委員等謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、原稿料、印刷費、消耗品費、雑役務費

○事業推進に係る経費

原稿料、印刷費、消耗品費、無体財産購入費、プロバイダ契約料、回線使用料、通信運搬費、広報費、備品費、機器等賃借料、雑役務費、専門家等謝金、専門家

等旅費、委託費、上記に掲げるもののほか活性化支援事業遂行上必要と認められる経費。店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、光熱水費

③中心市街地活性化協議会事務局支援（外部人材活用等推進体制支援）

中心市街地活性化協議会の事務局を担う者が行う、商業や中心市街地活性化に関する専門的知識を有し、中心市街地活性化事業を一体的に管理・運営できる外部人材を活用する等の事業

（例：タウンマネジャーの設置、専門家を招いてのセミナーや研修会開催、調査・研究、タウンマネジメント診断 等）

※基本計画の認定は必要ありません。中心市街地活性化協議会が設置されていることが要件となります。

【補助対象経費】

○タウンマネジャー設置経費

協議会を組織する団体の職員以外の者に、タウンマネジメント業務を請け負わせる経費として、以下の経費を支援します。

謝金、旅費、委託費

○委員会開催に係る経費

委員等謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、原稿料、印刷費、消耗品費、雑役務費

○調査・研究に係る経費

資料作成費、通信運搬費、原稿料、印刷費、消耗品費、雑役務費、委託費

（例）まちづくりに係る調査・研究やタウンマネジメント診断等

4. 提出書類

（1）事業者が提出する書類

①戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業要望総括表1

②総括表2 補助事業と連携して行う事業・商店街の取組

③戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業要望調書（地域基準）（別紙1）

④戦略的中心市街地中小商業等活性化事業要望調書（事業基準）（別紙1-1、1-2、1-3）

⑤添付書類

※中心市街地活性化協議会事務局支援（外部人材活用等推進体制支援）については、上記の書類のうち、次の書類を提出してください。

①戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業要望総括表1

③戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業要望調書（地域基準）（別紙1）

④戦略的中心市街地中小商業等活性化事業要望調書（事業基準）のうち別紙1-3

⑤添付書類

(2) 市町村が提出する書類

次の書類及び要望に必要な添付書類を提出してください。

中心市街地活性化協議会事務局支援を要望する場合は、②の書類を提出してください。

① 中心市街地活性化事業状況説明書(別紙2)(市町村自らの取組及び基本計画における補助申請事業の位置づけ等を記載)

② 基本計画認定申請及びタウンマネジャーに関する調書(別紙3)

(3) 事業者及び市町村の説明責任

事業者及び市町村は、要望調書において以下のような点について説明するものとします。

①当該市町村における中心市街地活性化事業全体について

②基本計画における当該補助申請事業の位置づけ、その事業概要や主となるコンセプト、ターゲットについて

※①②については、「中心市街地活性化事業状況説明書(市町村)」において、市町村が記載・説明することとなります。

③中小小売商業高度化事業の説明については、「施設整備」そのものに終始するものではなく、中長期的にどのような中心市街地を目指すのか、要望する事業とあわせて商店街が取り組む事業、地権者や地域住民等様々な関係者との連携について説明してください。

④上記①～③を踏まえ、当該補助申請事業の事業目的や期待される波及効果について説明してください。

5. 審査について

(1) 審査委員会

補助申請事業については、外部有識者等からなる審査委員会を経て、採否を決定します。

審査委員会では、後述する地域基準や事業基準に基づき、地域の持つポテンシャルや中心市街地活性化に向けた取組の状況、補助申請事業の目的や期待される効果、資金面の健全性、地域住民や商店街の協力・連携体制などを審査します。

(2) 審査基準について

①地域基準

基本計画の認定を受けた中心市街地について、次のような観点から中心市街地・中小商業活性化のポテンシャルを有している地域であるかどうかを審査します。

a. 地域経済圏の産業、人口、交通等といった当該中心市街地を取り巻く環境の動向から、当該中心市街地が活性化する可能性を有していること。

b. 中心市街地全般について、市町村、中心市街地活性化協議会等が総合的・長期的な

マネジメントの観点から、企画立案、推進体制の整備を図っており、その事業の必要性や効果を説明し得るものであること。

- c. 個別商業施設、各個店及びそれらの属する区域の整備・運営において特徴的な手法を取り入れており、また、専門家の活用や新たな関係者の参画等による実行体制が整備されていること。

②事業基準

- a. 地域特性調査、競争構造調査、商業特性分析等により、中心市街地の衰退要因を十分に把握しており、当該補助申請事業がその課題への対策となっていること。
- b. 当該補助申請事業が、明確なターゲットやコンセプトを持ったマネジメントによる中心市街地の活性化・商業集積全体の活性化を図る取組の一環となっていること。
また、当該補助申請事業と連携した商店街の取組み、事業に対する地域住民や地権者の協力がなされていること。
- c. 次のような観点から、当該補助申請事業が、実効性のある事業となっていること。
 - ・実効性＝綿密な調査に基づき、具体的かつ達成可能な目標を設定しているか。また、目標達成に資する事業であるか。
 - ・波及性＝当該事業効果が周辺商業集積へ波及する事業となっているか。十分な投資効果が見込まれる事業であるか。
 - ・事業収支性＝事業に際しての資金計画は潤沢であるか。また、当該補助申請事業を実施することにより他事業に影響を与えることのないよう、確実な資金計画を設定しているか。